

魚津市告示第12号

魚津市宇奈月温泉立山室堂線運行事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市宇奈月温泉立山室堂線運行事業補助金交付要綱（令和2年魚津市告示第135号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月6日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前				
第1条 （略） （補助金の交付） 第2条 市長は、観光客等の交通の利便性を高めるため、宇奈月温泉と立山室堂の間を運行する直行バス（以下「直行バス」という。）の<u>定期運行を支援することを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付する。</u> 2 <u>補助金の交付対象となる直行バスの運行区間及び補助対象区間は、次のとおりとする。</u> <table border="1"> <tr> <th>運行区間</th><th>補助対象区間</th></tr> <tr> <td>宇奈月温泉－黒部宇奈月温泉駅－魚津 I C－弥陀ヶ原－室堂</td><td>運行区間と同区間</td></tr> </table> （補助対象事業者） 第3条 補助対象事業者は、<u>直行バスを運行する交通事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。）とする。</u> 2 <u>やむを得ない事情により、交通事業者が直行バスを定期運行できない場合で、他の事業者が代替的に運行を希望し、市長が特に認めた場合、その特認事業者が直行バスと同等の運行区間において旅客を運送する事業については、交付の対象とする。ただし、特認事業者は道路運送法その他の法令を遵守する者に限るものとする。</u> （補助対象経費及び補助金の額） 第4条 補助対象経費は、<u>直行バスの運行経費のうち次の各号に掲げる金額の合計額</u>とし、補助金の額は、<u>補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とする。</u> 。 <u>（1） 補助対象事業者のキロ当たり経常費用に、補助対象区間の走行キロを乗じて得た額及び有料道路使用料</u> <u>（2） 補助事業の実施に係る広告費</u> <u>（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費</u> 2・3 （略） 第5条－第14条 （略） 様式第1号・様式第2号 （略）	運行区間	補助対象区間	宇奈月温泉－黒部宇奈月温泉駅－魚津 I C－弥陀ヶ原－室堂	運行区間と同区間	第1条 （略） （補助金の交付） 第2条 市長は、観光客等の交通の利便性を高めるため、宇奈月温泉と立山室堂の間を運行する直行バス（以下「直行バス」という）の<u>運行に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</u> （補助対象事業者） 第3条 補助対象事業者は<u>富山地方鉄道株式会社</u>とする。 （補助対象経費及び補助金の額） 第4条 補助対象経費は直行バスの運行経費とし、補助金の額は補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とする。 2・3 （略） 第5条－第14条 （略） 様式第1号・様式第2号 （略）
運行区間	補助対象区間				
宇奈月温泉－黒部宇奈月温泉駅－魚津 I C－弥陀ヶ原－室堂	運行区間と同区間				

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。